

フィットネスコミュニティ リックル会員規約

第1条（名称及び所在地）

名称：フィットネスコミュニティ リックル（以下「本クラブ」という）

所在地：神戸市東灘区向洋町中5丁目13番地クリエイトセンター内

第2条（運営）

本クラブの運営・管理（会員資格の得喪変更、月会費・諸会費の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は積和管理関西株式会社が行います。

第3条（目的）

本クラブは、入会された会員及び法人会員（以下、合わせて「会員」という）が本クラブ内の施設を利用して心身の健康維持・増進を図るとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第4条（会員資格）

1. 本クラブは会員制とし、会員は本規約を承諾した方とします。
2. 法人会員は本クラブが定める審査基準に適した法人とし、当該法人の役員および従業員（以下「法人会員の利用者」という）が本クラブの施設を利用できるものとします。
3. 医師等に運動を禁じられておらず、本クラブの利用に支障が無いと健康申告書において申告された方。
4. 会員及び法人会員の利用者は、入会する際にフィットネスコミュニティ リックル会員細則（以下「会員細則」という）の会員種別を選択し、当該種別所定の利用範囲に応じて本クラブを利用することができます。
5. 刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、妊娠中の方、認知症の疑いがあるなど他会員の円滑な本クラブライフに支障を来す可能性がある方、その他本クラブが不相当だと認める方は入会出来ません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。
6. 会員及び法人会員の利用者は、本クラブに対し、現在のみならず将来にわたり、自らが以下の各号に定める暴力団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」という）に該当しない方とします。
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業の役員、従業員または株主もしくは実質的支配者等の関係者

⑤ その他前各号に準ずるもの

7. 会員及び法人会員の利用者は、本クラブに対し、反社会的勢力等に対して、直接または間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、資金提供を行わないこと、および今後も行いう予定がない方とします。
8. 会員及び法人会員の利用者は、本クラブに対し、反社会的勢力等との間で、直接または間接を問わず、社会的に非難されるべき関係のない方とします。

第5条（会員種別）

本クラブの会員種別及び各要件は会員細則に定める通りです。

第6条（入会手続）

1. 本クラブに入会する方は所定の入会手続を行い、本クラブの承認を得た上、2ヶ月分の月会費・入会金（法人会員のみ）・カード発行手数料をお支払いいただきます。なお、入会金およびカード発行手数料は入会契約締結及び履行のための必要経費であり、一旦納入したものは返還しません。また、必要により医師の健康証明書の提出を求められることがあります。
2. 入会する本人が未成年の場合は、本人と保護者の連名で申込手続をとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約第19条に定める危険負担と本クラブの免責につき同意するものとします。

第7条（資格停止及び除名）

本クラブは会員及び法人会員の利用者が次の各号の一つに該当すると認められた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 本クラブの定める月会費を2ヶ月以上滞納したとき。（除名の場合も除名以前の月会費は全て納入していただきます。）
2. 本クラブの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品を持ち出したとき
3. 本規約、その他本クラブが定める利用規則に違反したとき
4. 第4条の会員資格を充足しないと本クラブが判断したとき
5. 本クラブの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき
6. 他の方や本クラブスタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為をしたとき
7. 大声、奇声を発する行為や他の方もしくは本クラブスタッフの行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為または迷惑行為をしたとき
8. 物を投げる、壊す、叩く等、他の方や本クラブスタッフが恐怖を感じる危険な行為をしたとき

9. 他の方や本クラブスタッフに対し、待ち伏せ、後をつける、みだりに話しかける等の行為をしたとき
10. 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で本クラブスタッフに迷惑を及ぼす行為をしたとき
11. 痴漢、のぞき、露出、唾を吐くなど法令や公序良俗に反する行為をしたとき
12. 刃物など危険物の館内への持ち込みをしたとき
13. 館内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動をしたとき
14. 自らの会員証を他人に貸与したり、使用させる行為
15. 他の会員の会員証を当該会員の承諾を得たかに関わらず、使用する行為をしたとき
16. その他、本クラブが会員としてふさわしくないと認める行為をしたとき

第8条（会員資格の喪失）

会員は、退会・除名・死亡及び失踪宣言をうけたとき、また破産・法人の解散及びこれに準ずる場合、その資格を失います。会員が資格を喪失した場合には、第10条に規定するメンバーズカードその他本クラブから貸与されている物品がある場合には速やかに返還するものとします。

第9条（会員資格の譲渡禁止）

会員は、その会員資格を他に譲渡（相続を含む）、また担保に提供することはできません。

第10条（メンバーズカード）

本クラブは、会員に対してメンバーズカード及び利用券を発行します。なお、会員及び法人会員の利用者が本クラブを利用しようとするときは、メンバーズカード及び利用券を提示しなければなりません。

第11条（月会費等の支払い）

会員は、本クラブが定める月会費を会員細則に定める方法で支払わなければなりません。月会費の金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします。（月会費は、会員が本クラブの会員資格を有する限り、現実に本クラブの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します。）

第12条（施設利用料）

会員及び法人会員の利用者は、本クラブを利用する場合、会員種別によっては会員細則に定める施設利用料を支払わなければなりません。

第13条（休会）

会員は、各月15日（15日が休館日の場合は前営業日）までに本クラブに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本クラブの事務手続き上、15日を過ぎた場合は翌々月扱いとなります。休会費は本クラブが定める金額とします。休会は1ヶ月単位となり、本クラブ所定の再会届が提出されるまで、休会費を所定の方法でお支払いしていただきます。

第14条（会員種別の変更）

会員は、各月15日（15日が休館日の場合は前営業日）までに本クラブ所定の変更届を提出することにより、翌月から会員種別を変更することができます。15日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌々月扱いになります。

第15条（退会）

会員は、各月15日（15日が休館日の場合は前営業日）までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、その月末まで限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受付できません。15日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月末扱いとなります。

第16条（ビジター利用）

1. 本クラブは、会員及び法人会員の利用者の同伴により会員以外の方（以下「ビジター」という）に本クラブを利用させることができます。ビジターは、本クラブの施設を利用するにあたり、本規約が適用されます。この場合本規約中「会員」とあるのは「ビジター」と読み替えるものとします。
2. 前項の規定に関わらず、本クラブは必要に応じてビジターの入場制限をすることができるものとします。なお、ビジターの料金は会員細則に定めます。

第17条（休館日）

本クラブは、原則として年間スケジュールに表記する日を休館日及び季節休館日とします。また、その休館日及び季節休館日のほか、施設の補修等本クラブの都合により休館することがあります。なお、休館に関してのお知らせ1週間前までに館内掲示します。ただし、施設安全管理上の緊急工事が必要な場合などの事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休館することができるものとします。

第18条（施設の廃止・利用制限）

本クラブは、次の事由により本クラブの一部または全部を閉鎖または臨時休館することができます。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改修または補修工事等の実施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等、運営に営業が生ずる事情が発生したとき。
5. その他閉鎖または臨時休館の必要があると認められるとき。

第19条（会員の利用及び事故）

会員及び法人会員の利用者は、自己の責任と危険負担において、他の会員及び法人会員の利用者と協調して本クラブの施設を利用するものとします。会員が本クラブの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責に帰すべき事由がない限り、責任は負いません。会員または法人会員の利用者間のトラブルについても同様とします。また、会員及び法人会員の利用者は本クラブにおいて、技量を越えた行為及び危険行為を行ってはならないものとします。さらに、本クラブの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします

第20条（盗難及び紛失）

会員及び法人会員の利用者が本クラブの利用に際して生じた盗難及び紛失については、会社に故意または過失がある場合を除き、会社は一切の損害賠償の責を負いません。

第21条（会員の損害賠償責任）

会員及び法人会員の利用者が本クラブ内において自己の責に帰すべき事由により、会社または第三者に損害を与えた場合は、会員及び法人会員の利用者はその賠償の責に任ずるものとします。

第22条（責任事項）

会員及び法人会員の利用者は、本クラブが会員制であることを認識し、同伴したビジターの本クラブ内における行為、クラブに対する支払い及び事故等一切につき、連帯責任を負うものとします。

第23条（変更事項）

会員は、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は、速やかに所定の用紙で届け出るものとします。

第24条（諸費用の改定）

本クラブは、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動を参考にして改定することができるものとします。この場合、本クラブは改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

第25条（個人情報保護）

本クラブは、本クラブの保有する会員の個人情報を、本クラブが別途定める「お客様情報保護方針」にしたがって管理します。

第26条（細則・利用規則）

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則・利用規則は本クラブが定めるものとします。

第27条（改定）

本規約の改定及び変更は改定日の1ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。その効力は全ての会員に及ぶものとします。

なお、本規約は2019年10月1日より施行します。